

(別記1)

種ばれいしょの新産地形成支援事業

第1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた取組に必要な経費を補助するものとする。

1 種ばれいしょ産地の形成

新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた取組を支援。

2 種ばれいしょ生産の開始

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な経費を支援。

3 農業機械等の導入

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な農業機械等の導入を支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の5及び6の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。

3 事業実施主体欄の5の者については、第1の3の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上の者とする。

4 事業実施主体欄の6の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

5 事業実施主体欄の7の者については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。また、1戸1法人や個人事業主でないこと。

6 事業実施主体欄の9の者については、以下の（1）から（3）までに定める基準を満たすこと。

（1）都道府県、農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とする。

（2）事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアムの代表者、意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（3）（2）のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

7 事業実施主体欄の10の者については、第1の2の取組に限り対象とする。

- 8 法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）等として合格した種ばれいしょを供給すること。

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 必須要件

- （1）事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・販売計画を策定することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産開始年度を含む5年間の計画の期間とする。
- （2）第1の2及び3の取組を行った事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間、原則として種ばれいしょの作付面積をおおむね同程度の規模で維持するか、生産開始時の作付面積よりも拡大することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産開始年度を含む5年間の対象の期間とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 種ばれいしょ産地の形成

本取組は、次の基準により補助する。

- （1）補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成を目的に、種ばれいしょ生産の開始に向けた検討会や種ばれいしょ生産技術の習得に必要な研修会の開催、研修受講、実地研修及び実地試験に係る経費、栽培マニュアルの作成等に係る経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

また、第1の2及び3の取組を実施する者並びに都道府県は検討会への参加を必須とする。

- （2）補助対象となる取組は、種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準（以下単に「検査合格の基準」という。）等の基準を満たす原種ほ及び採種ほの設置及び運営に向けた取組とする。
- （3）補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は300万円とする。
- （4）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 種ばれいしょ生産の開始

本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、新たな産地での種ばれいしょ生産を目的に、種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。

（２）補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準等の基準を満たす原種ほ及び採種ほとし、また、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの増加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

（３）補助率は、10a 当たり 20,000 円とする。

（４）本取組は、指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。

（５）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、新たな種ばれいしょ生産の開始に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

（２）補助率は 1／2 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の 1／2 以内とする。

（３）本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

（４）原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（５）本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（６）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（７）農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

（ア）導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

- (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず2戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家を募ること等により、2戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (ク) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。
 - b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。
事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費
 - c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。
なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、令和4年12月12日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 北海道において本事業を実施する場合は、当該地域に種ばれいしょの作付けがないこと。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

るものとする。

- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、1の(4) 及び(5) の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

- ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
- イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5) により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

- ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
- イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

- (2) 農産局長は、(1) により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2) の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県知事は、(3) の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の4の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付等要綱第8の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）に着手年月日を記載するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。

7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、遅延なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。